

## やまなし未来会議設置要綱

### (設置)

第1条 「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けた施策の推進に資するため、山梨が直面する諸課題について、様々な角度から未来思考で協議を行う「やまなし未来会議」(以下「未来会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 未来会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県政全般における重要課題に関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 未来会議は、議長及び委員15人以内をもって組織する。

### (議長)

第4条 議長は、知事をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理し、未来会議を代表する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

### (会議)

第6条 未来会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

( 専門部会 )

第 7 条 未来会議は、第 2 条に規定する事項の一部に係る調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき者は、委員の中から、議長が指名し、又は、委員以外の者であって、前項の調査及び審議に係る事項に関して優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱若しくは任命する。

3 専門部会に部会長を置き、前項の規定により当該専門部会に属することとされた者の中から、議長が指名する。

4 第 4 条第 2 項及び第 3 項並びに第 6 条の規定は、部会長について準用する。

( 庶務 )

第 8 条 未来会議の庶務は、知事政策局において処理する。

( 委任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。